

- 13 Hedemann, a. a. O., S. 126 f.
 14 Vgl. Thoma, bei Handbuch II, S. 142
 15 Vgl. ibid S. 125
 16 田上「自由權、自治權及び自然法」二四頁
 17 Hedemann, a. a. O., S. 199
 18 Schmitt, bei Handbuch II, S. 580, 584.
 19 我妻「經濟再建と統制立法」二七一頁

あとがき

司法的審査制は一方において個人の自由を限定するといふ面に、他方において國家機關の權力を限定するといふ面に關係する。我憲法の經濟條項をめぐつて豫想される違憲立法審査の考察に當つても、ドイツにおいて司法的審査權について種々論議されたような疑惑は決して無視されてはならない。蓋し一方においてそれら條項は一般に「今後の立法又は行政の指針として定められた」法原理であるのみならず、財産權の保障といへども所有權社會化の法理と共に自由權の保障から制度の保障へと推移しようとする氣運を示すものといひうるし、他方において國會の最高機關性と立法獨占性とはたとへ司法權といへどもこれを使しうるとは認められないからである。この兩面にまたがつた司法的審査制の將來にこそ經濟統制立法の死活の問題がかゝつてゐるのである。本稿は前者の側面から迫つてことを考へて見た。

—二三・七・三〇—

調 査

北海道電氣事業分離に關する批判

—主として國民經濟的觀點に立ちて—

小樽經濟專門學校經濟研究所

一、問題の取り上げ方

電氣事業の再編成に當り本州より北海道を分離する案が提唱されて居る。其を検討する場合二つの方法が考へられる。即ち一は技術的な立場より、一は經濟的立場よりするものである。茲で我々が問題とするのは専ら經濟的立場からである。然るに又經濟的立場も更に二つに分けられ一は私經濟的側面よりするものと他は國民經濟的側面よりの二つの觀點がある。

一般的に言へば私經濟にとつての利害と國民經濟にとつての利害とは必ずしも合致するものではなく時には利害全く相反する場合もあり得る。

然るに公共的な性格を帯びる企業に取つては恣意的な利潤の追及が許されぬから比較的企業と國民經濟との利害が交叉する面が多い。電氣事業は公共的企業であり且つ基礎産業である故に究極する所公共的利害との合致を圖られなければならぬ。

我々の立場からするなれば經營面より電氣事業を検討することは一應當該企業の關係者に之を任せ此處では主として國民經

濟的な觀點より電力事業分離の可否に付て検討を加えて見ることにする。

二、電氣事業の公共的性格

最近資本主義的經濟機構の下に於ける各國の最大の經濟政策上の問題は失業對策或は失業救濟策にあることは言ふまでもない。この點我國にあつても例外的な存在に非ざることには識者の等しく認むるところである。

斯る對策としての最も典型的なものは公共事業を通じての産業の復興、延いてはそれが一國の失業救濟に繋りを持つものである。それについて例へばアメリカに於ける一九二九年の恐慌克服策としてルーズベルト大統領によつて取られたニューディールの一環としてのテネシー開發計畫(T・V・A)を我々は想起する。それは水力電氣開發を中心として水運の改善、洪水の防止、農村の電化、化學工業の勃興等の多角的な目的を有した計畫であつてそれを我々の現狀に當てはめることによつて今後生じ得べき大きな失業者群の救濟と産業の復興に大きな役割を持つことは想像に難くない。

之を想ふ時北海道の電力事業の分離案は其によつて齎らされる企業規模の縮小に依つては大きな資金を要する電源の開發は到底望み得ない。むしろそれによつて發電事業としての公共性は稀薄となり、營利を業とする地方の單なる一事業會社と化する可能性なきを保し難い。斯る一地方企業に墮せる電力事業に

あつては到底長期間に亘る資金の固定、莫大な危險負擔には容易に耐え得る處ではない。又斯くてはダム建設による失業救濟は固より、戰時戰後に於ける森林の濫伐に對する治水或は灌漑、農地開拓等に幾多の障害を來し延いては北海道經濟の發展、過剩人口の收容等の企圖に對しては甚だ不十分なものとならざるを得ない。

以上により我々は電力事業は公共的な事業であることを再確認し、苟も公共的な事業である以上その事業の對象が全地域、全住民に密接な關係があると云ふことからして公共事業に相應した規模を有せねばならないことを強調したい。

三、企業細分化の傾向と電力事業

敗戦後我國の企業は獨占禁止法、企業再建整備法、過度經濟力集中排除法等により従前より中小企業の占むる割合の高い我國では一層中小規模化、否細分化せられたのである。總理廳の調査によると戰前(昭和十二年)には十人以下の小工場は全工場の五六%、十人以上の工場は四四%であつたのが戰後の昭和二十二年には十人以下の小工場は八八%に上り、十人以上の中大工場は一二%に過ぎなくなつてゐる。

然してこの事が資本主義的自由經濟の論理からして必然的に中小企業の没落過程を示してゐるものと考へることは早計で寧ろ電力の普及が中小企業に存立の要件すら與へてゐるものと云へるであらう。何故ならば動力として主に蒸氣力が用ひられた

時代には蒸汽機關の設置それ自體が生産の大規模化を要求したのである。然るに電力は一工場至る處に一本の電線を以てし任意に原動力を供給し得るのみならず高壓遠距離送電技術の進歩せる結果は發電地點を遠く離れた山間の彼方の工場にも自由容易に電力の輸送を爲し得ることとなつた。その結果電力の利用は電気モーター据付によつて簡單に行はるることとなり極く小規模の工場ですら老大な固定資本なしに高い技術水準の生産の遂行を可能ならしめ、或は巨大な機械群の廻轉する大工場に對して充分な競争力を以て現れることとなつた。更に従來の手工業が電気モーターの利用によつて新たに活力を附與せられることにもなつたのである。

蒸汽力の時代が生産の集中化を特徴とするのに對し電気の時代は生産の分散化を促進するものとも云はれてゐる。然しその生産の集中的段階から分散的段階への傾向の根柢に横たはるものを見逃してはならない。即ちそれは電気料金の低廉化と云ふことである。一概に電力が蒸汽力に比べて簡便であるからと云つて斯る傾向が現れるものではなく電力料金の低廉化によつてこそ齎らされた事に留意せねばならぬ。

今北海道電氣事業が本州より分離された場合の料金の昂騰を電氣事業當事者の調査によつて見るに電燈及び小口電力料を本州と同一率に保ち其の差を大口電力料金に負擔せしむる場合北海道一二一・六、東北一一四、其の他の本州各地は何れも九〇

未滿と言ふ指數となる。

斯くしては北海道の産業は立ち行かなくなるであらうし、又本州より北海道への産業の誘致も圓滑に行はれ得なくなるであらう。又終戦後に於ける勞働組合運動の發展の爲、所謂低賃金による採算の可能性は望み得ず、勞賃以外の他の諸經費節約に眼を向けざるを得なくなり、斯る場合電力料金的高低は企業にとり従前より遙に強い關心が拂はれて來ることは當然であらう。従つて電力料金の昂騰は必然的に輸出貿易に於ける國際生産費との比較に際しては勿論のこと更に北海道製品は本州製品にすら對抗し得ざる状態に至るであらう。

次に既述の如く近代の企業が電力によつて巨額な固定資本の束縛から解放されたのであるが、その反面に電力事業は老大な固定設備と莫大な補修費等を負擔せざるを得ない立場にあると言ふことを忘れてはならない。

四、大山試案に對する批判

北海道電氣事業を本州より分離せんとする具體方策として目下中央に於て提唱せられて居る大山試案なるものもあるも、之が内容を検討するに何故北海道をして全國的な發送電系統より分離せざるを得ないかと言ふ積極的な見解は之より何等窺ひ得ない。

本案中我々の最も關心を持つ料金の算定方式に關しては何等具體的な明示なく唯單に「從來のプール計算方式は之を廢止し企業意欲の向上に資するやうな新計算方式によることとする」

學界

最近の協同組合文献

岡本理一

とあるが新計算方式とは具體的に果して何を意味するものか了解に苦しむものである。今假に一步を譲り之を獨立採算制或は之に類似するものと推察するならば寧ろ各發電所毎に經營單位を定むべきであつてその方がより一層大山試案に示された所謂「經營責任體制の確立」を計り得ることとなるのではないか。又産業の民主化とは必ずしも分割を意味するものではなく企業の運営の内にこそ求め得られるので鐵道、遞信等の公共事業の民主化の問題にしてもそれが決して分割化されることによつて得られるものに非ざることをこそ思ふべきである。

斯くして大山試案に盛り込まれた内容はその方針と要領との間に一貫性を缺き反つて發送電事業の一社化に對する強力な基礎付けにこそなれ決して分離案に對しての正當な根據を與へ得るものとは云ひ難いのである。

五、むすび

以上我々は主として經濟的觀點よりして北海道電氣事業分離案の可否に付檢討を加へ、その結果分離案の妥當ならざること主張したのであるが、然し之は飽く迄も北海道の電氣事業の現状を考慮した上のことであつて將來本道電氣事業の設備の改善、擴充竝に經營の安定が實現された時に於ては必ずしも分離案に反對を唱へるものではない。

唯過度經濟力集中排除法の即時適用に對する除外例を望むのは北海道産業の開發と日本經濟の再建を希求するが爲に外ならぬからである。
(文責、石河英夫)

本誌第四號に、終戦後から昭和二十二年七月頃までの我が協同組合文献の主なるものを掲げたが、こゝにはそれ以後に入手した單行書と雜誌論文を紹介したい。すでに商工協同組合法や農業協同組合法の實施をみ、また近くは消費生活協同組合法も實施されようとして、協同組合運動もいよいよ活潑となり、良い文献も次第に増加してきたが、紙幅の都合で紹述が簡單になつたのはやむを得ない。

一、近藤康男博士著「協同組合原論」(B6版、二八一頁、昭和二十三年六月、東京、農業協同組合研究會發行、定價百十圓)著者は有名な農業經濟學者で、終戦後、東大教授に復歸した人。本書は昭和十年發行の第二版に、若干字句の修正を加えた復刊書である。その特色は第一編「協同組合の本質」に關する理論的考察にみられる。すなわち資本主義と協同組合との關係につき、東畑博士(「協同組合と農業問題」)のごとく、協同組合を以て資本主義經濟組織を揚棄してそれに代るものとみず、反つて資本主義の内部において流通過程の合理化をはかる組織としてゐること、協同組合における協同意識の基礎を物質的關係にみて、この上に精神的要素が附け加わるとしてゐること、